

# 城陽市緑の基本計画

— 概要版 —

『みんなでつくろう

人とみどりが輝くまち 城陽』



城 陽 市

# 緑の基本計画とは

『本市の“緑”に関する総合的な計画』であり、本市の緑全般についての施策を定めています。

“緑”は、環境を守る緑、災害を防ぐ緑、景観を醸し出す緑、心を和ます緑、喜びを与える緑、市民のつながりを育む緑など、多くの機能を有し、私たちの生活に深く係わっています。

この緑を守り、増やし、活かし、結び、愛することは、次代に緑を継承するための重要な課題といえます。

そこで、「城陽市緑の基本計画」を策定し、市民のみなさんとともに、緑のまちづくりを進めています。

## 計画の基本理念

緑のまちづくりを進めるうえでの、「基本理念」および「緑のまちづくりのテーマ」を下記のとおり定めます。



### 基本理念

『自然環境や歴史遺産と都市機能が調和した

都市環境・景観の保全・創出・育成に努め、市民が快適にくらし、

市民に愛され、市民とともに歩む“緑のまちづくり”』



### 緑のまちづくりのテーマ

みんなでつくろう 人とみどりが輝くまち 城陽

## 計画の目標

目標年次を10年後の平成34年とし、以下の目標に向かって“緑の保全と充実”に取り組みます。

現況（H24）

目標（H34）

●市街地の緑地

7.1%（約57ha） → 約16%（約142ha）

※都市公園などの施設緑地と生産緑地地区などの地域性緑地を加えた緑地の面積

●1人あたりの都市公園面積

4.5 m<sup>2</sup>/人 → 約10 m<sup>2</sup>/人

※都市公園法で規定する公園緑地（基幹公園、都市緑地）の面積

●1人あたりの都市公園等面積

7.7 m<sup>2</sup>/人 → 約20 m<sup>2</sup>/人

※都市公園に公共施設緑地（シルバー農園、遊園・広場、史跡公園等）を加えた面積

# 計画の基本方針

本市における緑のまちづくりは、次の5つの基本方針に基づいて進めます。

## 1 受け継がれてきた緑を守り、次代へと継承します (緑をまもる)

- 城陽の風土を継承する山地や農地、古墳、社寺林など、受け継がれてきた緑を保全します
- 緑の拠点や生き物の生息環境となる緑を保全します
- 市街地開発とのバランスを考慮し、緑豊かな住宅都市としての城陽らしさを守ります



## 2 緑化に取り組み、まちいっぱいに花と緑を拡げます (緑をふやす)

- 公園・緑地の計画的な整備や市民ニーズを踏まえた機能充実に努めます
- まちの魅力を向上させ、市民に親しまれる花と緑を拡げます
- 道路、公園、公共公益施設、民有地などの緑化を推進します



## 3 緑とふれあい心やすらぐ美しいまちと、緑をいかした安全・安心なまちづくりを目指します (緑をいかす)

- 公園・緑地におけるレクリエーション機能の充実に努めます
- オープンスペースや街路樹を有する道路など、防災面に配慮した緑を適正に配置します
- 緑を活用し地域を特徴づける景観を形成します



## 4 市民生活や生態系を考慮した水と緑のネットワークづくりを進めます (緑をむすぶ)

- 道路や河川、緑と歴史の散歩道、山背古道などを活用し、緑を結ぶ水と緑のネットワークを形成します
- 動植物の生態系を考慮し、人と自然が共生するまちづくりを推進します



## 5 緑を育てる心をはぐくみ、市民・市民団体・事業者 ・市が協働して緑化を進めます (緑をあいする)

- 市民・市民団体・事業者などの主体的な緑化活動や市との協働による取り組みを推進します
- 市民に対し緑に関する情報提供を行い、イベントや緑化活動への参加促進、緑化意識の高揚を図ります



# 緑の将来像

将来の緑のあるべき姿を示します。

## ●緑の中核エリア

まちの“顔”となる緑を活かしたまちなみを形成します



## ●緑と歴史の融合エリア

歴史的資源を保全・活用し、住宅地と調和した良好な環境を形成します



## ●水と緑の回廊軸

木津川・桜づつみ等の自然環境・景観を保全・活用します



### 緑のゾーニング

- 森林ゾーン
- 田園ゾーン
- 市街地ゾーン

### 緑のエリア

- 緑の中核エリア
- 緑の活動エリア
- 緑の象徴エリア
- 緑と歴史の融合エリア
- 花のエリア
- 緑の回復エリア
- 保全森林エリア
- 緑の交流エリア
- 緑と産業の融合エリア

### 緑の拠点

- 緑の地域中核拠点
- 緑の地域象徴拠点
- 緑の地域活動拠点

### 緑の軸

- 水と緑の回廊軸
- 緑の路線軸
- 水と緑のネットワーク形成軸
- 緑の象徴軸
- 緑の散策軸

## ●水と緑のネットワーク形成軸

うるおいのある水辺空間を保全・創出し、水と緑のネットワークを形成します



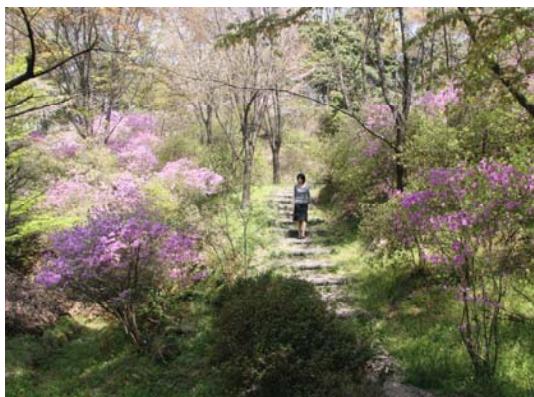
## ●緑の地域象徴拠点

地域の象徴となり“鎮守の森”を形成する神社等の緑を保全します



## ●緑の象徴エリア

水度神社・鴻ノ巣山一帯の象徴的な自然環境・景観を保全します



## ●緑の活動エリア

広域的なスポーツ・レクリエーション拠点の形成・活用を推進します



## ●緑の回復エリア

山砂利採取跡地における新たな市街地整備とあわせて緑の回復に取り組みます



## ●花のエリア

季節感あふれる青谷梅林・花しょうぶ田の保全・育成に取り組みます



# 施策の体系

本計画の施策の体系を示します。

基本方針	基本施策	具体的な施策	
受け継がれてきた 緑を守り、次代へ と継承します (緑をまもる)	●森林環境の保全 ●樹木・樹林の保全・保護 ●農地の保全 ●歴史遺産の保全	●緑地保全制度を活用した緑地 の保全 ●特別緑地保全地区の指定 ●市民の森の設置 ●保存樹・保存樹林等の指定 ●緑のパトロール制度の創設 ●樹木・樹林の保護・育成	●グリーンバンク制度の充実 ●樹木医の活用 ●生産緑地地区の適正管理 ●梅林・花しょうぶ田等の保全 ●優良農地の適正な保全 ●遺跡の公園化 ●市民団体への支援
緑化に取り組み、 まちいっぽいに花 と緑を拡げます (緑をふやす)	●山砂利採取跡地における 緑の確保 ●公園・緑地の計画的配置 と機能の充実 ●道路・河川の緑化と機能 の充実 ●公共公益施設等の特色 ある緑化 ●民有地の緑化	●東部丘陵地整備計画に基づく 緑化推進 ●都市公園の新設 ●既設公園のリニューアル ●都市公園の緑化 ●木津川右岸運動公園（仮称） の整備 ●小公園・小広場の整備 ●新設道路（幹線道路）の緑化 ●コミュニティ道路・シンボル ロードの活用 ●既設道路の緑化 ●高規格幹線道路および周辺の 緑化の要請	●駅前広場等の整備に伴う緑化 ●緑と水辺のやすらぎ回廊の 整備推進 ●河川改修に伴う緑化 ●公共公益施設の緑化 ●教育施設等の緑化 ●民間公益施設の緑化 ●屋上・壁面緑化の推進 ●計画的な市街地開発による 緑の確保 ●住宅地の緑化 ●商業地の緑化 ●工業地の緑化 ●面的整備事業に伴う緑化
緑とふれあい心や すらぐ美しいまち と、緑をいかした 安全・安心なまち づくりを目指しま す（緑をいかす）	●レクリエーション機能 の充実 ●防災機能の充実 ●緑による景観形成 ●農地等の活用	●都市公園等を活用したレクリ エーション機能の充実 ●地域資源を活かしたレクリ エーション機能の充実 ●都市防災機能の充実 ●公共施設の防災緑化 ●防災に配慮した幹線道路緑化	●緑地保全制度を活用した緑地 の保全（再掲） ●景観に関する規制・条例等の 制定 ●環境保全関連施策との連動 ●観光農園への活用 ●市民農園等の活用
市民生活や生態系 を考慮した水と緑 のネットワークづ くりを進めます (緑をむすぶ)	●まちなかの緑のネット ワークづくり ●生態系を考慮したエコ ロジカルネットワーク の形成	●「緑と歴史の散歩道」および 「山背古道」の緑化推進 ●道路・河川の緑化推進 ●水と緑のネットワークの充実	●生き物の生息・生育環境の 保全 ●生き物が生息・生育できる 緑の整備
緑を育てる心をは ぐくみ、市民・市 民団体・事業者・ 市が協働して緑化 を進めます (緑をあいする)	●市民参加の促進 ●緑化意識の高揚 ●協働による緑化推進の 基盤づくり	●緑化推進団体や協力者の育成 と支援 ●市民参加による公園緑化 ●花いっぱい運動の推進 ●生涯学習等における緑の学習 の展開 ●名木・古木の認定・継承 ●緑化推進の取り組みへの表彰 や展示などの充実 ●行事（イベント）の開催	●広報活動の推進 ●緑に関する相談・指導活動の 推進 ●苗木等の配布 ●市民の緑化活動を支援する 制度等の充実 ●各組織との連携による緑化の 推進 ●基金を活用した緑化の推進

# 市民と協働で進める緑のまちづくり

市民・市民団体・事業者・市の協働・連携に向けた役割分担の考え方を示します。

## 市民の役割



- まちに愛着を持ち、緑のもたらす機能を理解し、緑とふれあう機会に積極的に参画することが望されます
- 身近な緑づくりに関わることが望されます

## 市民団体の役割



- 独自の、また協働による緑化活動により、緑のまちづくりに取り組むことが望れます
- 緑化活動の機運を高める先導役として、城陽の緑づくりを支えていくことが望れます

## 事業者の役割



- 社員の環境意識の啓発、所有地の緑化など独自で行う活動のほか、緑化イベントや市民活動などに参加・参画することにより、緑のまちづくりに取り組むことが望されます

## 市の役割



- 市民活動への支援や市民の活動・連携・交流の機会づくりなどの役割を担っていきます
- 緑化活動のPRや緑の相談等を充実させ、市民が利用しやすい支援制度を整えます

# 緑の地域像

地域ごとに特色ある緑のまちづくりに向け、緑の地域像を設定します。

## 北部地域

『静けさと賑わいが調和した、潤いあふれる地域づくり』

## 西部地域

『人々が集い交流する、憩いと賑わいの地域づくり』

## 今池地域

『自然と田園に囲まれたやすらぎの地域づくり』

## 東部地域

『歴史と住まいが調和した趣のある地域づくり』

## 南部地域

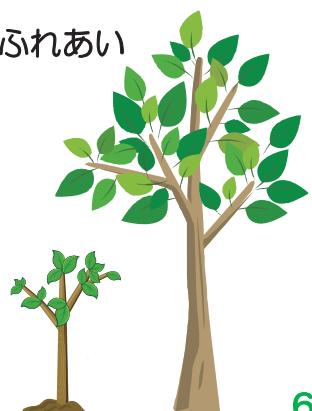
『新たな交流を創造する印象深い地域づくり』

## 青谷地域

『自然資源に包まれたふれあいの地域づくり』

## 東部丘陵地域

『美しい緑を取り戻す環境共生の地域づくり』



# 緑化重点地区

緑地の整備や緑化を重点的に推進する地区を「緑化重点地区」として設定します。

## ●工業・流通ゾーン

新名神高速道路と京奈和自動車道が交差する  
広域的な交通の要衝となるエリア

### <選定理由>

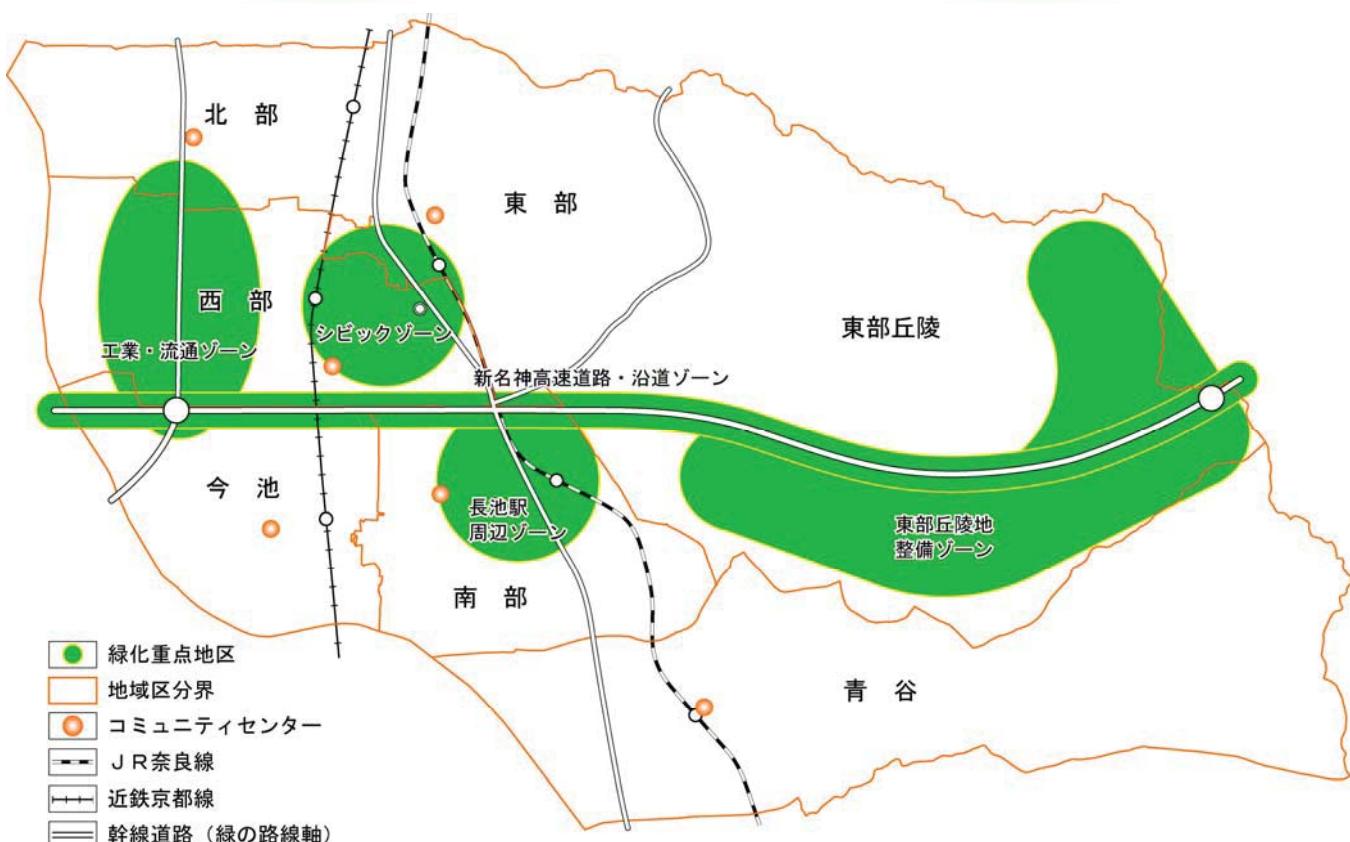
城陽JCT.IC(仮称)の設置により来訪者を迎える新たな玄関口となり、都市環境・景観の形成において優先度は高く、また、具体的に市街地整備が進められているため

## ●シビックゾーン

城陽駅から市役所、寺田駅、文化パルク城陽を含む本市の緑の中核エリア

### <選定理由>

市役所を中心とした緑の連続性が少なく、文化パルク城陽周辺から連続性を持たせた緑化の推進が必要であるため



## ●新名神高速道路・沿道ゾーン

新名神高速道路およびその沿道で、都市環境や景観と調和を図るエリア

### <選定理由>

新名神高速道路は本市を東西に通過する構造物となり、その沿道を含めて、都市環境・景観の形成において優先度が高いため

## ●長池駅周辺ゾーン

長池駅周辺から整備中の木津川右岸運動公園(仮称)に至る新たな緑の玄関口となるエリア

### <選定理由>

スポーツ・レクリエーション機能の新たな玄関口として期待される地域であり、また、地域の歴史資源・商業機能等を活かした交流の創出が期待されるため

## ●東部丘陵地整備ゾーン

東部丘陵地整備計画に基づく市街地整備にあわせ、緑の修復を図るエリア

### <選定理由>

自然環境の保全や防災などの様々な観点から緑の修復が求められているゾーンであり、また、宇治田原 IC(仮称)の設置により来訪者を迎える新たな玄関口となるため

編集・発行  
平成25年4月

城陽市 まちづくり推進部 都市計画課

〒610-0195 京都府城陽市寺田東ノロ 16 番地、17 番地

T E L 0 7 7 4 - 5 6 - 4 0 6 6 F A X 0 7 7 4 - 5 2 - 2 4 2 6  
E メール keikaku@city.joyo.lg.jp ホームページ <http://www.city.joyo.kyoto.jp/>